福島県トライアスロン協会規約

第１章 総　則

第　１条　（名　称）

本会は、福島県トライアスロン協会と称す。

第　２条　（事務所）

本会は、事務所を会長又は事務局長の自宅に置く。

第２章 目　的

第　３条　（目　的）

本会は、公益社団法人日本トライアスロン連合の地域加盟団体として、福島県におけるトライアスロン競技界を唯一代表する団体として、トライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツ（以下、これらを総称して「トライアスロン」という）の普及及び振興を図り、もって県内トライアスロン競技者とスポーツ愛好者の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第　４条（事　業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．トライアスロンの普及及び指導。
２．トライアスロンの福島県選手権大会及びその他の競技会の開催。
３．トライアスロンの全国大会などへの代表選手の選定及び派遣。
４．トライアスロンの競技力向上。
５．トライアスロンに関する競技開催規則(ローカルルール)の制定。
６．トライアスロンに関する指導者及び審判員の養成及び資格認定。
７．トライアスロンに必要な用具の製作及び貸与。
８．トライアスロン競技及び安全のための研究。
９．トライアスロンに関する刊行物の発行。
10．公益財団法人福島県体育協会に対してトライアスロン界を代表して加盟すること及びその事業への協力。
11．その他本会の目的を達成するための必要な事業。

第３章 会　員

第　５条　（会員の種別）

1. 一般会員　　県下に在住、勤務、通学、または主たる活動地とする満15歳以上のトライアスロン愛好者
2. 高校生会員　県下に在住、通学、または主たる活動地とする高校生
3. 中学生会員　県下に在住、通学、または主たる活動地とする中学生
4. 小学生会員　県下に在住、通学、または主たる活動地とする小学生

第　６条　（入　会）

公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)のホームページにて福島県トライアスロン協会に登録した者とする。

第　７条　（入会金及び会費）

１．入会金は徴収しない。

２．会費は公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)のホームページの福島県トライアスロン協会の登録画面に記載された金額とする。

３．既納の年会費はいかなる事由があっても返還しない。

第　８条　（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

１．退会したとき。

２．死亡若しくは失跡宣告を受けたとき。

３．除名されたとき。

第　９条　（退　会）

会員が継続登録を行わなかった場合は退会したものとみなす。

第１０条　（除　名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て会長がこれを除名する。

１．会の名誉を傷つけたとき、又は会の目的に違反する行為があったとき。

２．会員としての義務に違反したとき。

第４章　役　員　等

第１１条　（役員の設置）

本会には次の役員を置く。

１．理事１５名以上２５名以内。

（うち会長１名、副会長３名以内、理事長１名、副理事長３名以内）

２．監事　２名。

第１２条　（役員の選任）

１．理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長､副会長、理事長、副理事長を定める。ただし、副会長は理事に限らない。

２．理事は会長推薦理事候補（１２名以内）と加盟クラブ推薦理事候補（各加盟クラブより原則１名）の中から総会で選任する。

３．理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

４．加盟クラブ推薦理事が任期途中で退任したときは、加盟クラブから新たに推薦された後任候補者を任期中の「理事代行」として理事会で承認するものとする。

第１３条　（理事の職務）

１．会長は本会の業務を統括し､本会を代表する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合又は欠けた場合、会長があらかじめ指名した順により会長を代理してその職務を行う。

３．理事長は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき業務を掌理する。

４．副理事長は理事長が欠けた場合にその職務を代行する。

５．理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。

第１４条　（監事の職務）

監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

１．本会の財産の状況を監査すること。

２．理事の業務執行の状況を監査すること。

３．財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は総会に報告すること。

４．前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

第１５条　（役員の任期）

１．本会の役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２．補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３．役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第１６条　（役員の解任）

役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の４分の３以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

１．心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

２．職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第１７条　（役員の報酬及び旅費）

役員の報酬及び旅費は、理事会及び総会の議決を経て会長が定めることができるものとする。

１．役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

２．役員の旅費は、別に定める旅費規程に従って支給する。

３．事務局長には報酬として年間50,000円を支給する。

第１８条　（名誉会長、顧問及び参与）

１．本会には名誉会長１名及び顧問及び参与若干名置くことができる。

２．名誉会長、顧問及び参与は総会の議決を経て、会長が委嘱する。

３．名誉会長は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

４．顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応じる。参与は理事会の諮問に応じる。

第１９条　（事務局長）

１．本会の事務を処理するため事務局長を置く。

２．事務局長は会長が任免する。

第５章　会　議

第２０条　（総会の構成）

総会は加盟クラブから選出された評議員２名（所属する正会員であること）により組織する。

第２１条　（総会の招集）

１．総会は毎年１回会長が招集する。

２．臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が召集する。

３．前項のほか、正会員現在数の５分の１以上から会議に付議すべき事項を示して

総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

４．総会の招集は、少なくとも１０日以前に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を持って通知する。

５．理事、監事及び専門委員長は、総会に出席して意見を述べることができる。

第２２条　（総会の議長）

総会の議長は会長とする。ただし、会長は代理の者を議長に指名できる。

第２３条　（総会の議決事項）

総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

１．事業計画および収支予算についての事項。

２．事業報告および収支決算についての事項。

３．その他本会の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めたもの。

第２４条　（総会の定足数など）

１．総会は評議員の３分の２以上が出席しなければ、その会を開き、議決することができない。ただし、代理人を指名し表決を委任したものは出席したものとみなす。

２．総会の議事は規約に定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第２５条　（会員への通知）

総会の議事の要領及び議決した事項は各加盟クラブあて通知する。

第２６条　（理事会の構成および審議）

１．理事会は理事をもって構成する。

２．理事会はこの規約に定めてある事項および業務の執行に関する事項を審議決定する。

第２７条　（理事会の招集など）

１．理事会は毎年２回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、理事長はその請求があった日から２０日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

２．理事会の議長は理事長とする。ただし、理事長は代理の者を議長に指名できる。

第２８条　（理事会の定足数など）

１．理事会は、理事現在数の３分の２以上が出席しなければ、その会を開き、議決することができない。ただし、表決を委任したものは出席したものとみなす。

２．理事会の議事は規約に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第２９条　（議事録）

すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表署名捺印の上、これを保存する。

第６章　専門委員会

第３０条

１．本会の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

２．専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第７章　資産及び会計

第３１条　（資産の構成）

本会の資産は次の通りとする。

１．県内競技会からの主管料。

２．登録会員の登録料及び協賛会員の協賛金。

３．資産から生ずる収入。

４．事業に伴う収入。

５．寄付金品。

６．その他の収入。

第３２条　（資産の管理）

本会の資産は理事会の管理下に置き、会長がこれを保管する。

第３３条　（資産の処分）

本会の資産は理事会の承認の下に処分することができる。ただし、本会の事業遂行に支障をきたす怖れのある重要な資産の処分は総会の承認を得なければならない。

第３４条　（予算及び決算）

１．本会の事業計画及びこれに伴う予算は理事会が作成し、会長が総会に提出してその承認を得なければならない。

２．本会の事業計画遂行の結果に関する事業報告及び決算は理事会が作成し、監事の意見を付して会長が総会に報告し承認を得なければならない。

第３５条　（新たな義務の負担）

本会が新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは理事会の承認を得なければならない。

第３６条　（会計年）

本会の会計年は毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

第８章　規約の変更及び解散

第３７条　（規約の変更）

この規約は、理事会及び総会において理事及び評議員各々の現在数の４分の３以上の議決を経なければ変更することはできない。

第３８条　（解散）

本会の解散は、理事会及び総会において理事及び評議員各々の現在数の４分の３以上の議決を経なければできない。

第３９条　（残余財産の処分）

本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び評議員各々の現在数の４分の３以上の議決を経なければ処分することはできない。

第９章　補則

第４０条　（書類及び帳簿などの備え付け及び閲覧）

事務所には、常に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかねばならない。

１．規約。

２．会員の名簿。

３．理事、監事及び事務局長の名簿。

４．許認可及び登記に関する書類。

５．会議の議事録。

６．事業報告書及び収支計算書。

７．金銭出納簿。

８．事業計画書及び収支予算書。

９．その他必要な帳簿及び書類。

前項１・６・８号については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第４１条　（細　則）

この規約の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

付　則

１．この規約は１９９１年１１月２４日から施行する。

２．１９９５年3月９日、一部改定。

３．２０００年2月１３日、日本トライアスロン連合設立に伴い大幅改定。

４．２００４年1月３１日、日本トライアスロン連合社団化に伴う定款変更により改定。

５．２００６年2月５日、一部改定。

６．２００７年2月１０日、誤字訂正。

７．２００８年2月９日、一部改正及び誤字訂正。

８．２０１０年2月６日、一部改正。

9.　２０１７年2月４日、日本トライアスロン連合の定款変更により改定及び誤字訂正。

１０．２０２４年2月３日、一部改訂。